

告示

埼玉県告示第百八十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ガリバー狭山店

埼玉県狭山市大字上奥富六十一―十一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）四千六百四十平方メートル

（変更後）千八十一平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二四八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 三五台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一三四台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 〇台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 一六四平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 五一平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 一〇〇立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 六立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後十時

（変更後）午前十時から午後八時

来客が駐車場を利用する時間帯

（変更前）第一駐車場 午前九時三十分から午後十時三十分

（変更後）駐車場 午前九時三十分から午後八時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 四か所 図面省略
(変更後) 出入口の数 四か所 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前九時から午後九時

(変更後) 午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

令和六年十一月十三日

ニ 届出年月日

令和六年三月十二日

二 縦覧期間

令和六年三月二十六日から令和六年七月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年三月二十六日から令和六年七月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課